

史料紹介 : 豊前小倉藩領田川郡金田手永大庄屋の
『日記』 : 金田泰恒『天明三癸卯日記』

梶嶋, 政司
九州大学附属図書館記録資料館

<https://doi.org/10.15017/4403319>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 64, pp.95-151, 2021-03-30. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

史料紹介

豊前小倉藩領田川郡金田手永大庄屋の『日記』

—金田泰恒『天明三癸卯日記』—

梶 嶋 政 司

はじめに

金田泰恒は、豊前小倉藩領田川郡金田村に居住し、天明三年七月以降、金田手永の大庄屋を勤めた。彼の日記は、天明二年から享和三年まで十七冊が残されている。⁽¹⁾ 小稿は、このうち、天明三年の日記を翻刻するものである。

日記の作者を金田泰恒とする根拠は、日記表紙に「金田泰恒」と記されている点に加え、天明三年正月元旦条に「泰恒武運長久智仁勇之徳を奉祈」と出てくることに拠っている。ところが同年の日記には、この一箇所以外に泰恒という名前を見出すことはできない。他方で、本文を読み進めていくと、「壮助」なる人物こそが、この日記の筆者であると考えることができる。

壮助については、天明二年日記二月十二日条に、「浅右衛門退役願之通御免御目録頂戴被仰付、後役壮助蒙 仰」とある。⁽²⁾ このときに退役している浅右衛門は、墓碑銘によれば諱を安直とあった。そして、安直の墓碑を建立した人物が、安直の「男」、すなわち息子の泰恒であったという。つまり、浅右衛門の息子が泰恒である。

以上を前提として、退役した浅右衛門の跡役を息子が継いだものと想定するならば、泰恒と壮助が同一人物であ

ると考えることができよう。小稿では泰恒と壮助は同一人物であり、日記のなかで泰恒は、壮助という別称を自称していると考えておきたい。

天明三年の日記は、大庄屋などの公職に関する記事が大部分を占めている。そのほか、家の農作業や交友関係についても記載がみられる。公職に関しては、手永内村々の年貢算用その他の処理、手永大庄屋の仲間中の寄合、郡方役人の廻郡や、小倉城下への大庄屋の出勤など、その内容は多岐にわたる。

以下では、天明三年日記のなかから、金田手永大庄屋の職務に関する記事を抽出していく。とはいえ、大庄屋による手永の行政全般について触れる余裕はない。そこで、まずは、壮助が金田手永大庄屋を拝命した経緯について確認する。そして、つぎに手永行政の実態について、手代と呼ばれる郡方の下役人が金田手永の行政へ具体的にどの様に関与していたのか、その事例について紹介をしたい。

一、壮助の金田手永大庄屋拝命の経緯

壮助は、天明三年七月十八日に小倉城下の「御奉行様御役所」へ出勤し、四ツ半時(午前十一時頃)、企救・田川両郡の筋奉行に面会した。この時のことについて、天明三年日記の七月十八日条に、「金田手永大庄屋役申付、当分子共役相止候ニ付兼帯同様可相心得候」と見える。この記事により、壮助が、金田手永の大庄屋に任命され、子供役についても兼帯同様とされていることがわかる。金田手永大庄屋については、それまで唯助という人物が勤めていたが、彼は同日付で「御役儀御免」となっている。

金田手永大庄屋を拝命した壮助は、翌十九日に筋奉行に呼ばれて役所へ出勤し、御郡方吟味役の柳田与助より、「勤方心得」と「手永内之取計方」について委細を命じられている。翌々二十日には田川郡へ帰り、香春において

「仲真中」との寄合を行なった。

八月三日に壮助は、上野市郎兵衛と熟談のうえ、前任の大庄屋であった唯助に対して、「帳面受取」を催促している。小倉藩では手永大庄屋が、年間を通じて様々な帳面を作成していた。このとき壮助は、前任の大庄屋唯助から、こうした帳面類を引き継ぐ⁽⁴⁾としていたのである。しかしながら、帳面類の引き継ぎは円滑には進まなかった。そのため、壮助は隣接する上野手永の大庄屋であった上野市郎兵衛⁽³⁾に相談したのである。上野市郎兵衛は、唯助の親族関係にあたる人物でもあった⁽⁴⁾。なお、壮助の日記によれば唯助は、大庄屋在勤中から何かと不謹慎な行動が目立つ人物であった。

ところで、七月十八日に手永大庄屋を罷免されたのは唯助だけではなかった。田川郡では、楠太平次が楠手永大庄屋を罷免⁽⁵⁾されている。さらに、「其外郡々共二御免、新役被仰付候、五郡にて大庄屋退役八人、京都郡兩人願二付き退役」とあることから、この時、小倉藩では、全藩領域において大庄屋の入れ替えが行われていたことがわかる。

二、金田手永の手代時枝吉兵衛について

小倉藩では、各手永に手代が一人任用されていた。手代の身分は御目見以下の武士である。手代は、筋奉行の指揮をおおぎ、大庄屋の求めにより大庄屋の役宅へ出張し、事務に関わり、手永内の村々を巡視した⁽⁶⁾。

ここでは、日記をもとに、金田手永の手代について具体的に見ていきたい。

天明三年五月十五日に、田川郡内の各手永の手代割が極められた(五月十六日条)。それによれば、猪膝手永には白石定七、中村手永には森山為七、上野手永には白石慶蔵、金田手永には時枝吉兵衛、伊田手永には池田儀右衛門が、それぞれ手代として配された。このうち、中村手永の手代森山為七については、天明二年八月十二日から金田

手永の手代を勤めていた人物であることが確認できる。森山の事例では、手代は一年未満のうちに手永の配置転換がなされており、頻繁な転移を伴う勤務形態であったことがわかる。

時枝吉兵衛が金田手永の手代に任命されたことは、同月十七日に同手永へ知らされている。金田手永の手代となつた時枝は、さっそく五月二十九日より六月朔日まで来郡し、この間、金田手永の各村を廻り、田植えの「根附之見分」を行った。手永では、根付けの見分が済むと、皆作目録が作成された。時枝は六月九日に小倉へ引き取っている。

時枝は、七月二十七日から同晦日にかけても、金田手永へ出向いている。七月晦日には「手永氏神社勧請日和乞御祈禱執行」のため、壮助に同行して手永の氏神社へ社参を行なっている。

九月十五日と二十二日には、「中見」のために手永内を廻村した。九月二十三日には壮助とともに「早田目録」の算用を行なっている。このように、時枝は頻繁に金田手永を廻村し、手永大庄屋壮助の職務を補佐した。

十月四日には、「収納割八百石之高にて割出ス、時枝氏分書付直ニ指遣ス」とあり、金田手永の年貢収納の割り方に関与している。また、十一月六日には、「大豆式納を減候様被仰付候御状拝見、急ニ割かたいたし、伊田・糶へ掛合、庄屋中を糸田へ召寄、時枝氏おも招キ候て相談」とある。このとき、金田手永では大豆式納の割り方の修正について、伊田手永や糶手永に問い合わせた上で、手永内村々の庄屋を集めて協議しており、その際に時枝も呼ばれて相談を受けているのである。

おわりに

天明三年の日記をもとに、壮助が金田大庄屋を拝命する経緯と、金田手永における手代の勤務実態の一端について見てきた。

天明三年七月十八日の大庄屋罷免は小倉藩領全域で実施されたものであった。金田手永の場合、前任の唯助は、庄屋在勤中から公私共に問題行動が多く、あるいは罷免の理由にそのような行動を問題視するという藩当局の意向があったのかもしれない。金田手永大庄屋の交替にあたって、唯助と壮助との間で帳面の引き継ぎを行なっているが、円滑には進まなかった。

手永の行政については、手代の関与について見てきたが、『天明三癸卯日記』には、田川郡内の各手永大庄屋や、金田手永内の村々の庄屋の名前が頻繁に登場しており、こうした様々な人派のなかで手永の行政が行われていたということがわかる。また、筋奉行をはじめとする藩の郡方役人がたびたび廻郡して来た時の記事もあり、郡方役人が田川郡にどれくらい来郡していたか、についても知ることができる。

解題としては甚だ簡略であるが、日記本文に目を通していただければ幸いである。

註

- (1) 金田泰恒の天明二年日記を翻刻した、梶嶋政司「小倉藩豊前国田川郡金田手永大庄屋の『日記』——金田泰恒『天明二年壬寅日記』——」『九州文化史研究所紀要』六十三（九州大学附属図書館付設記録資料館、二〇二〇年）の解題において、金田手永大庄屋の『日記』の概要について触れている。
- (2) 梶嶋前掲史料紹介一一二頁。
- (3) 上野市郎兵衛を上野手永大庄屋とする根拠としては、天明三年日記八月十七日条に、壮助と上野市郎兵衛が大庄屋「仲間」の寄合から、連れ立って帰るといふ記事がある。
- (4) 天明三年日記の八月十八日条に「唯助一類之書付出ス（中略）右一類ハ上野市郎兵衛、猪膝岩右衛門、糸田村勘兵衛、上野村専内」とある。
- (5) 七月十八日条には「太平次役儀御免」と書かれているのみであるが、例えば六月二十九日条には「楠太平次」とみえ

豊前小倉藩領田川郡金田手永大庄屋の『日記』

ることから、「太平次」は榑手永大庄屋太平次と考えることができる。

- (6) 「小倉藩政時状記」『福岡県史資料(第五輯)』(伊東尾四郎編、名著出版、一九七一年)六九二頁。
(7) 梶嶋前掲史料紹介一四六頁。

凡例

- 一、本史料は、九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門が所蔵する六角家文書の『天明三癸卯日記』（六十九―十九）を翻刻したものである。
- 一、史料の翻刻にあたっては、漢字の旧字体（正字体）は、一部の固有名詞を除き現行の字体に改めた。
- 一、読みやすさを考慮して、適宜、読点と並列点を付した。
- 一、変体仮名は原則として平仮名に改めた。
- 一、虫損や汚損などによって判読不能の文字は□で示した。文字数が確定できない場合は、おおよその文字数を「 」で示した。
- 一、見せ消ちは、「と」で示し、修正がある場合はルビで該当の文字を示した。
- 一、闕字・平出は、一文字分の空白で示した。
- 一、校訂者による注は、（ ）を用いてルビで示した。

六角家文書六九「一九『日記』」（天明三年正月一日～二月二日）合綴

（縦帳合綴・表紙）（縦24・6cm×横17・7cm）

主忠信

天明三 癸卯 日記

金田泰恒

天明三年癸卯正月「」

明温良卯起盥漱奉「」親、稻荷大明神之廣前にて天下泰平、国君御武運長久、父母延命壮健、家内安

全にて、泰恒武運長久智仁勇之徳を奉祈、次ニ吉書始、次ニ唯助え年礼

今日、村々方頭・庄屋中来賀にて、恒礼之人々来祝

今日、恒例之通、一族并従来之者共節振舞勉之

正月二日 天氣清良温和也、夜中今刻迄少々小雨降

三日 天氣清良、今朝卯起にて小倉え出津、仲真惣代相勤候

四日 晴天、御城下諸礼相勤候

五日 晴天、小倉へ引取

六日 晴天、今日手永庄屋中、唯助方え初寄合、夜二およふ、夜五ツ過分小雨降

七日 雨天

八日 大雨天、出水

九日 雨天

十日 雨天、昼頃分晴、おさよ後藤寺へ帰

十一日 晴天、帳開入学あり

今日、森山為七殿・上田林平殿兩人、太兵衛方迄被参候、今夕兩人共ニ来臨、酒興を饗

十二日 晴天、今日森山氏九ツ時分分被参候ニ付、内談ニおよひ、専内義大くま分宮床迄遣ス

十三日 晴天、今日年礼、宮床・河原弓削田迄参候処、森山氏ニ逢、法光寺年礼相勉、森山同道後藤寺え参、

止宿

十四日 雨天、森山同道宮尾へ参、暮方分分レ帰宿、今日唯助出津之義申参候

十五日 雨天、唯助出津

十六日 雨天、森山氏、鼠池分九ツ時分拙宅へ被参候て対談

正月十七日 晴天、森山、小倉へ引取

十八日 雨天

十九日 雪天

二十日 雪天

二十一日 雪天

二十二日 寒天、今日、役頭今日乞御祈禱之義被仰下候ニ付、金田村稻荷社ニテ、即日乞御祈禱、参詣

御祈禱分被下置分 銀式兩 御初穂

金百疋 失料^②

同廿三日 寒天

同廿四日 晴天、今日御祈禱満日ニテ、小倉へ御注進申上候

同廿五日 晴天ニ付、糸田村御礼、并山番屋道具渡方、并井樋木見立山ニテ山番助七へ申付相渡候

同廿六日 雨天、今日、唯助小倉分引取

同廿七日 晴天、庄屋中参

同廿八日

同廿九日

二月朔日 晴天、今日、蔵役人、唯助方へ来

同二日 晴天、今日、上野兩人来臨、終日飲飲

同三日 晴天、在宿

(二丁空白)

三月

(一丁空白)

四月朔日 雨天、社参諸礼を勤る、聖学問対字成就

一 唯助、上野へ逗留、今夕引取、今夕深更、同方同人夫婦不和にて、お浅此方え参り、同人不埒之事演説
同二日 雨天、成竹類助参り、筑前医者之事を談し、其後唯助方へ参ル

一 唯助方にて、糸田村傳三郎三月廿五日参、久五郎酒造場願之義申出候趣、此方今沙汰ニおよぶ、同人返答
不平之趣ニ付、弥同人引受之上にて被願出候ハ、拙者今も御役頭え御歎キ可申上候てはいか、哉共申述
候事

四月三日

同四日

同五日

同六日 晴天、河原弓削田浅原泰庵え招請ニ付、唯助同道にて参、彼人之卑か淫話あり、逗留

同七日 雨天、浅原亭にて前夕今曼飲、今日午時今出立、唯助は今夕糸田え逗留、嫉話之沙汰あり

同八日 雨天

同九日

同十日

同十一日

四月十二日

同十三日

同十四日

同十五日 晴天、社参諸礼勤ル

同十六日 晴天、白石定七、村々皆発見分二付入込、直二糸田之様被参、南木へ引取逗留也

同十七日 晴天

同十八日 晴天、木屋瀬元年賀二参ル、参かけ成竹類助同道、下堺村分御米船二乗り、直方にて雅楽殿え見舞、

木屋瀬迄乗船

一 三省若宮え被参留主二付、逗留

一 今夕、新入屋分見舞あり

四月十九日 晴天、木屋瀬にて祇園社所々参詣、今日逗留

一 御郡代伊藤志津馬様御退役、御跡役大池筑摩様被蒙 仰候事 但、御歛、惣代猪膝常助出勤之由

四月二十日 晴天、今日、木駄分帰宿

今日、森山為七、十九日出郡、十九日金田え被参、二十日手永へ入込之由

同二十一日 晴天、今日、助七発起講座、弓削田元助方にて執行之段申参候二付、四ツ時分分出立、糸田之様参、

三右衛門方へ立寄、(河原弓前也)河原弓え参、藤五郎同道、宮尾え参、森山氏・上田氏え対面、森山氏同道、暮方

分元助方え参ル、連中出会

同二十二日 晴天、早朝、七郎兵衛方へ参、夫分助七方・新助方所々年賀申述、七郎兵衛同道、(河原弓前也)河原弓え参、森山

氏同道、宮床之様、糸田三右衛門方へ立寄り、暮方二帰宿

(四月二十二日記事の上段余白へ書き込み)

「二十二日御用

柳田与助殿

白石崎右衛門殿

右兩人御郡方吟味役被仰蒙、御書院番入」

四月廿三日 晴天、今日、庄屋中、唯助令用談ニ付寄合、森山氏被見合候ニ付、興饗ス

同廿四日 雨天、今日、森山氏小倉引取

今日、庄屋中寄合、切錢之しらへ、并取立帳・名寄帳しらへニ掛ル

同廿五日 晴天、今日、唯助、香春へ仲真寄合ニ被參候

一 宗門帳調へニ付、七郎兵衛召寄相調へ候

同廿六日 晴天、指向御用事なし

一金田村仕立山抜木大束山本相濟候段申出候ニ付、方頭孫四郎、殿町え遣ス

一 村え預り居申井手上船、筑前仲真村之者買ニ来候故、其段御山奉行所へ申出ル、直段八〇六拾目と申出候

一 今夕、唯助、香春令引取

同廿七日 晴天、今日無事

同廿八日 晴天、今日大くま善兵衛(カ)、儀七事ニ付、重三郎を以申談、存寄申達する

一 名寄帳・取立帳しらへニ付、庄屋中寄合

一 井手上船買手相頼候ニ付書状持せ、御山奉行所御皿山安宅迄遣ス

(四月二十八日記事の上段余白へ書き込み)

「内渡慶兵衛殿御筋奉行格被仰付御内役所出勤之御廻状、今夕拝見」

四月廿九日 晴天

同晦日 晴天、九ツ頃分小雨降、夜二入て中雨

一 御山奉行所、前夕猪膝泊りにて、鼠池之様ニ、金田村昼休、唯助方にて興筵、夜二入上野之様御遣、同所泊り

一 右二付早朝弓削田村迄罷越、助七方ニ休足

五月朔日 潤雨日中、夜分小雨にてやむ

一 御堺之書附、并金田村拔伐大東川え手形相認、御山奉行所、明日之挨拶等申遣ス

一 椎野へも右同断、傘を返す

一 八ツ時分、中糸田善次郎参り、久五郎酒場願書持参ニ付、其段唯助へ申遣候様申達、尚存念一通り申渡、

善次郎夜中迄太兵衛へ相逗り候へ共、唯助醉中之由にて右願書不出候由、書中にて此方へ届ケ、引取

一 夜中、糸田三右衛門も来、右内意之趣営出ル

五月二日 晴天、麦茹初メ

一 善藏、木屋瀬ニ遣、書画十幅持せ遣ス、同人病氣ニ付藥療之儀頼遣ス

一 今日、中糸田村善次郎、同村酒造場願書、唯助へ差出候由にて、水車之儀ニ付立寄申出候は、右願書之儀

二付唯助被申候は、久五郎願随分引受候得共、壮助分先頃致沙汰候は、同人并一族共不勝手之筋ニ付、今

一応久五郎分壮助へ致沙汰候様、其上右書等いたし指出候様ニと、願書ハ善次郎へ預り置候様被申候由ニ

付、此段唯助申分甚不得其意候ニ付、森山氏え書状遣ス

同三日 晴天

一 今日御代官所御出郡、大庄屋中香春へ出ル

一 善次郎え、久五郎願筋拙者相妨候義少も無之段、書中を以申遣ス

一 今日、新所前え筑前もの共來、川狩あり

一 今夕、唯助宿本え一寸かへり、帳面等持參、又々香春へ出候由

五月四日 晴天

一 今日、御山奉行所え鯉一尾進入

一 今日、演説書下地心組等いたし候て、後藤寺え參ル、九郎兵衛内談いたし、同所ニ止宿

同五日 晴天

一 寅之二天後藤寺出立、香春え着仕候處、唯助共未寢臥、此後、去年御取立帳余札仕戻し無之ては甚御時合

不相濟由ニ付、御代官所え、村々えは仕渡いたし候由、唯助被申上候由にて、拙者も右之段申上候様頼

ニ付、其趣ニ申上置

一 三行帳喰合御引合之上、村々人別切符御判相濟

一 一昨日三日夕、手永々々丑寅兩年御取立帳・諸上納帳え喰合御しらへニ付、大庄屋中算用混雜ニ出精也

一 今日、御役頭御出郡ニ付、御機嫌伺ニ郡屋え罷出、一件演説書を以御役外御内意申上ル、外ニ御尋ニ付三ヶ條之義申上ル、是又至極ニ御役外、御聞通被成候

五月六日 晴天

一 今日、京都郡行司宗門御改ニ付、田川郡え御引受之御届申上ル

一 此度行司行惣代は猪膝岩右衛門順番ニ候處、同人夕無余儀頼ニ付、參乘馬ハ手馬也

一 帰りかけ里田中山え立寄、同人懇志にて相待、女帝之岩屋え參詣、勝山之様道迄送り出懇切なり、七ツ時

豊前小倉藩領田川郡金田手永大庄屋の「日記」

分香春へ帰宿

一 此節京都郡ハ専田植候、当郡ハ格別早く候

(五月六日記事の上段余白へ書き込み)

「石田十助殿、御組外ニ被蒙仰、御郡目附

岡田戸助殿、御土蔵助役

右御廻状今夕拜見」

同七日 晴天

一 今日宗門御改用意、村々庄屋中も郡屋え出ル

一 今日御山奉行所え出、正中御饗応あり、椎野え参、糸田水車之義役外ニ談置事

同八日 前夕ハ降雨、八ツ頃より晴上ル

一 今日宗門御改無指閫相濟、夫々下香春郡屋にて下札御渡相濟候、助右衛門同道にて夕方ハ香春出立、遅く
帰着

五月九日 晴天、四ツ時ハ白雨模様にて降雨、八ツ時分ハ晴る、今日、森山氏庄屋迄被参候二付、面談候処、寅

余札仕戻し之調へかた被仰付候由挨拶二付、一通り存念申述ル

一 森山ハ今日唯助方へ被参、右之談有之

一 今日、椎野氏え、亥ノ年ハ之御山方ニ付風水之變等、日記をしらへ書付遣ス

一 今日、寅年夫遣ハ指引書付、手永え廻ス

同十日 雨天、終日小雨也

今日、森山氏被參御用談、私用談、内意咄相談、酒を饗

一 唯助方、寅返号算用、当月四日、香春にて御代官様御しらへ二付、諸帳混雑中俄二仕掛、今日暮方漸算用

出来候由、庄屋中召寄、仕渡いたし候事

一 庄屋中も、夜四ツ時分此方え立寄候二付、御地合之儀等一通り及挨拶

同十一日 晴天、九ツ時分小雨降

今日、河原弓・宮床両井手堰二付出勤、暮過帰ル

一 今日、森山氏、余札渡かた為見届廻村、糸田兮鼠池・見立之様、上弓削田え止宿之由

一 今日、おさよ・おゆき後藤寺兮帰ル

一 井手帰かけ、法蓮寺祝儀二立寄、法光寺えも寄

五月十二日 晴天、九ツ時、福丸兮上筋村々ハ白雨にて降雨、金田は不降

一 森山氏廻村にて直判見届、七ツ時分金田え着、今夕金田大雨、余札直判見届

一 今日、三考来ル

一 山師善兵衛来ル

一 森山氏え見廻用談、祝儀一封遣ス

同十三日 雨天、上潤二宜田ニ水たまり候程ニハなし

一 今日、森山氏小倉え引取

一 煮酒ニ番火を入ル

一 昼過唯助方え参り、上野客對話、酪酩にて帰ル

同十四日 晴天

今日閑暇にて、上野専七と風遊、夜分におよぶ

同十五日 朝之内小雨、四ツ時分快晴

早朝齋戒社参并ニ諸礼勉ル

一 今日、唯助方にて宗門帳を調べ候

一 糸田三右衛門来る

一 今日たはこの手入、□しを加ふ

五月十六日 晴天、暮六時小雨にて潤模様相見へ候処、即時晴上り晴天

一 上田・安部・上平え錢別遣ス、森山えも搔田ならざる趣一通り申遣ス

猪膝 白石定七

中村 森山為七

手代割 上野 白石慶蔵

金田 時枝吉兵衛

伊田 池田儀右衛門

右は十五日ニ相極り候、廻状十八日ニ写置也

同十七日 晴天

一 今日碧岩寺にて得吉占、稻荷宮・天満宮ニ参詣

一 心組書付下地相認候事

一 成竹類助方え立寄饗応、深更ニ帰ル

一 今日、時枝吉兵衛当手永え付候段知せ參

一 於到津社雨乞御祈禱被仰付、手永々々ニても心願被仰付、当村稻荷社ニおゐて雨乞御祈禱也

同十八日 朝五ツ時分降雨、九ツ時分強雨ニ相成、夜中烈數大雨にて川内出水随分之潤雨にて、一統御根附

ニ相勸恐悅之雨也

一 今日森山分來狀、懇切也

五月十九日 前日分之潤雨今朝は小雨ニなり、一統至極之潤にて田方都て潦り、四ツ頃分雨止ミ、植田ニ掛り候趣

村々分注進あり

一 雨乞御祈禱、於稻荷社手永中之祈念、社人老岐、十八日分二夜三日參籠ニ付、今朝社參、上下着用

一 今日、柳田氏・白石氏分唯助方へ來狀、井手上船之義直段六十目にて買(ツマ)払可申哉と、久保田氏分御談有之、直段合等通達之儀ニ付いか、哉と申參ル、唯助分右御狀ニ添書いたし、自分右船之買方之趣一向承知不申由申越候ニ付、四月廿六七日頃も右之相談致之、廿九日御山奉行所御休之節も沙汰いたし置候段返答、尚直段六十目ならば、仲真村之者相調、願之趣申遣ス

同二十日 晴天吉日、初田植加勢人拾九人有、手人数共ニ反甫相勉候、人数廿三人ほど(二十)外輪崎、上古川、古

賀島、田川、亀甲大町、都合耆町御根附、尤苗も六七反苗取候事

一 今日、大庄屋中、下今任寄合之由、唯助參、深更歸

一 今日、九郎兵衛被參、太兵衛同道にてかへる

一 今日、白石式右衛門方、難波戦記返進、多久七二渡

一 吉藏、葉取ニ木屋瀬へ人遣ス

五月二十一日 晴天

今日、七田を植候事

一 大くま村渡樋元木、見立山にて受材木ニ願之義、椎野氏え頼遣候処、壯助相渡候様返答あり

同二十二日 晴天

一 弓削田七郎兵衛ニ、見立山にて松木志本、大くま渡し樋ニ相渡候様申遣ス、此事今朝唯助方えも参り、得と談置候事

一 大くま子丑寅三ヶ年算用仕詰置候事

同二十三日 天氣清良

一 演説書相認候事

同二十四日 晴天、夜ニ入降雨、上潤、搔田ニも水溜り候事

今日、中糸田村役宅にて庄屋中寄、諸帳面算用しらへ方之儀申合ニ参、夕かたニ帰

同二十五日 晴天小雨降、少し風立

今日、内作之御根付皆作

一 小倉行存立、木屋瀬迄参り三省亭ニ逗留、定香・猪作召連候事

五月廿六日 晴天

小倉え出津、参かけ三ノ丸にて支度いたし候て、森山氏え見舞、今日諸士大勢乗船にて、森山も暮ニ及ひ被帰、対面

一 今日、御用左之通

田川郡筋奉行役 渡辺弥五兵衛殿

築城郡右同断 内山多左衛門殿

仲津郡右同断 内渡慶兵衛殿

御扨従組格被蒙仰

内役所出勤六郡俵帳御調へ方 井上庄兵衛殿

六郡御代官役中不残御役儀御免、此度今代官役御止之事

箕嶋在番 村田大八郎殿

番入 原田忠左衛門殿

筋奉行役御免、御廣間番入 小野文兵衛殿

一 今夕、森山え止宿

五月廿七日 晴天

今日、井上庄兵衛様御祝儀ニ參、三之丸之様參り、筑前通引取、暮ニ及び候間上々津役え止宿、山本次右衛

門方なり

一 今日、御手代中出郡之事

同廿八日 晴天

今日、上々津役出立、木駅迄參候処、宿々迎馬參候て帰宿

一 今日、時枝氏金田迄入込之事、夜ニ入庄屋方え見舞、御用之趣相談候

一 唯助義出津、是は筋奉行御替りニ付御届也

同廿九日 晴天

今日、時枝氏同道、御根附之見分ニ廻村、大熊・糸田・宮床、昼休河原弓削也河原弓、後藤寺え止宿

一 大庄屋中、晦日御用ニ付、廿九日一同ニ出津之様被仰付、皆々出津也

豊前小倉藩領田川郡金田手永大庄屋の「日記」

豊前小倉藩領田川郡金田手水大庄屋の「日記」

- 一 御根附皆作之次第、廿八日迄宮床村・大熊村・後藤寺町・見立村、右は廿八日二時枝氏分注進也
 - 一 廿九日皆作、金田・河原弓(河原町也)・下弓削田三ヶ村は連名にて御注進申上候
 - 一 今夕、皆作目録大庄屋印形之儀、孫兵衛分申参候二付、上野え不遣、下河原之様二返ス
- 五月晦日 晴天

- 一 宮尾・弓削田・見立・鼠池之様、反甫見分、糸田之様二引取、時枝ハ鼠池え止宿
 - 一 今日皆作御届村々、宮尾・鼠池・下糸田也
 - 一 金田村太兵衛、御郡様御歛惣代二出勤
- 六月朔日 酉 天氣清良、齋戒社参武運奉祈諸礼を勤ル

- 一 時枝氏、金田之様来ル、今日、糸田両村・上弓削田村皆作二付、惣皆作目録を出ス
- 一 唯助引取
- 一 今夕五ツ時分夕潤雨

同二日 潤雨

- 一 今朝唯助へ参対話、小倉にて御用之趣、御奉行様御書付之趣拝見
- 一 今日庄屋中召寄、丑寅兩年之出来を再しらへ之事
- 一

六月三日 晴天

- 今□吉兵衛殿被参、昼頃迄休足之事
- 一 大庄屋中香春ニ寄合、出来しらへ有之事

同四日 晴天

今日、御郡様初て御出郡ニ付、香春へ出候事

一 御山奉行所え皆作御祝儀ニ出候事

一 御山奉行所々雑木山仕立かた之儀被仰付候事

同五日 晴天

今日、大庄屋中香春へ逗り、出米之しらへ也

一 下伊田にて伝九郎喧嘩あり

同六日 曇天、夜ニ入潤雨

御役頭、上野御昼休、御境迄御出にて、夫々金田御泊り、庄屋中へ御逢

同七日 潤雨、川水少々相増候、今日之雨にて端廻迄御根附済

一 役頭、今日猪膝・中村之様、今任泊り也、弓削田堺迄参、帰かけ助七方へ寄り、糸田へ寄り、夕方引取

一 今朝、伊田甚右衛門、役頭へ被出、下伊田喧嘩之筋申出あり

六月八日 曇雨

今日、閑暇にて内算用等仕る

一 伊方文哉を招キ、おさよ薬用

一 時枝、手永々引取之上被参候ニ付、夕飯を出ス

同九日 晴天

時枝吉兵衛小倉引取ニ付、正中壺升式合半、徳利共ニ遣ス、森山軀屋えも書状遣ス

一 久五郎酒場願書指出候様、唯助々申遣候由、三右衛門善申出ル

同十日 曇天、少しこめ降ル

今日、唯助香春御役頭へ出候由、文藏ニ申遣ス

一新助方へ、久五郎酒場願之義尋遣候処、返答ニ唯助（相しら）申遣候由、昨日申遣候由、村かた人別存寄等承候様申遣候由にて、村かた相尋候へ共、老人も兎角申出候者無之由、是は唯助一随ニ相はまり候ニ付、誰さへ老人□申出候者無之筈也

一 右新助書状、直ニ森山・時枝え、様子申遣候

一 唯助義、昨日も參候へ共、決て願之沙汰不申出、今日も尚又沙汰なしにて、役頭へ申遣段絶言語候事

一 手永仕組之書附、下地調へ候事

六月十一日 晴天

一 弓削田乙女井手取繕、村々々式百人出夫ニ付、早朝申出勤、昼頃後藤寺之様參、引取

一 參かけ糸田村役宅え立寄、唯助申酒場願之義申遣候書状を披見

一 今朝、唯助申久五郎酒造場不相濟趣（係ニ御内意申上候程）申越候書状有之候へ共、文言甚間違之趣（事）為事

同十二日 潤雨、夕方二ハ前川渡り無之程也

一 今日一件書調候事

一 宮尾桃林來訪

同十三日 晴天、閑暇

同十四日 晴天、間暇

一 今日、諸所様、芝屋祇園ニ參乘船

一 下人共三人、今井祇園ニ參

同十五日 晴天、間暇

同十六日 晴天

一 今日朝辰ノ刻、妻出産、女子誕生、安産也

一 同早朝、専内を香春へ遣、為七殿へ書状遣ス也

同十七日 晴天

一 今日、伊方文哉被見舞同道して伊方ニ行、勘兵衛方ニて終日遊宴、暮ニおよひかへる

六月十八日 前夜分降雨、朝之内大雨ニて出水、飯後分少降、川内満水下ミ、川田ニハ水さゝへ込候

一 今日、終日閑暇也

同十九日 晴天、夜ニ入小雨

一 今日、田草取、穢多拾七人加勢あり、亀甲・上古川・下古加畠ヲ半分取

一 唯助、十六日分上野へ行、今夕帰ル

(六月二十日記事の上段余白へ書き込み)

「土用ニ入」

同二十日、曇天、折節小雨降、土用之入

一 今日、大熊分田草取五人加勢あり、□田川田を取

(六月廿一日記事の上段余白へ書き込み)

「炎暑」

豊前小倉藩領田川郡金田手水大庄屋の「日記」

同廿一日 晴天、今日麦穂かけにて大勢客あり

一 糸田祇園会、社人伺ひ書之義二付延引、小倉え飛脚にて申出ル

同廿二日 晴天、炎暑

一 今日、上今任神事ニ参ル、玄泰十輪院ニ立寄り、札巻匆宛土産、伊甚え下手談義土産ス、夫角力見物、酒ニきけ候て、十輪院ニ止宿、廿三日朝引取

同廿三日 晴天、在宿休足、炎暑

一 糸田祇園祭り、廿二日・廿三日ニ被仰付執行、今日、父母・児輩・下人共不殘参詣、母は後藤寺之様参ル

一 大庄屋中、今任十輪院え今日寄合之由にて、唯助糸田分直ニ参り候由

同廿四日 晴天、炎暑、少々風立、在宿

一 御目附安瀧右衛門殿、昨夕上野泊り分九ツ頃金田え被参、庄屋宅にて見舞対面ス、安瀧氏後藤寺泊り

六月廿五日 晴天、炎暑、風立

一 今寅一天、後藤寺え参、安藤氏え対談、内存之儀役外ニ相談にて引取、帰着五ツ時分也

一 雁田ニ酒買ニ遣候もの共、今日帰着、後藤寺九郎右衛門も参り、船分酒を分け、両家取ル

一 今夕、宮古路太夫、隣りにてかたり候由、再三招ニ付、無余儀参り聞く

同廿六日 晴天にて風立

一 今日、稲葉祭り参詣、但甚作組なり

一 村々庄屋年代之勤来りを調へニ付寄合、并無礼鉄砲取集メ、大庄屋預りニ被仰付候事

同廿七日 曇天、風立にて小雨降、風立次第第二強く、日中雨ハほこりおさへ程にて、夕方分中雨降、風ハ追々強

く、夜二入大風と申程也、併風根高く、作者二障りハ相見へ不申

一 今日間暇

同廿八日 風雨不止終日屢降ル、夕方分雨強く降り、夜二入大雨、終夜不止候、袷を着るほと也

一 今日間暇、夕方分文哉来ル

一 森山氏分糸田酒場思召有之、不相濟候趣申参ル

一 時枝氏分直方染物之義申参ル

同廿九日 終日降雨、朝之内分風は鎮り候所、冷氣にて袷を着用、夜二入ふとんにては凌かね候ほと也

一 昨日、御役頭御出郡、今日御祓会御代参也

一 九ツ時分、楠太平次分御代参御供入用之由にて、専内急ニ指出候様申参ル、直ニ遣ス

七月朔日 曇天、小雨降、冷氣三月の候の如し、袷ニ羽織を着るほと也

一 早朝、齋戒して祈祷祈念ス、飯後、社参ス

一 今日、木馱田中氏え占を頼遣ス、占文来ル

一 今日、時枝氏頼之染物を取ニ、直方え人遣を致ス

一 今夕、糸田願解踊役人中挨拶ニ専内を遣ス、時枝・白石え書状にて不快断遣ス

同二日 晴天、数日之雨湿、快晴、人皆忻欣ス

一 今日、母、後藤寺分帰ル

同三日 晴天

一 今日、反別麦上納、大庄屋取立也、不快ニ付不罷出、専内を遣ス

一 手永中、八ツ時分、唯助方迄参り被申、夕方分森山・白石、此方え被参、止宿

同四日

晴天、暑気

一 今日、四ツ時分迄森山・白石休足にて、出立

一 八ツ時分、類助同道、天満宮え参詣、帰かけ成竹にて休、夜二入かへる

一 今日、雁田酒代残り催促ニ参二付、残相渡

同五日

晴天、甚暑

一 今日閑暇

一 昨四日夕、糸田酒場願出不相済由、唯助今新助・善次郎え申遣候由にて、今日三右衛門えも、新助今下糸田今願之趣二付、右之段申渡候由

七月六日

晴天、炎暑、夜分も風なく蒸シ強し

一 一時枝吉兵衛殿、鼠池今朝かけ出立にて、此方え休ミ朝飯出ス、身分御役儀御願之趣意申込候所、御郡様今段々御懇志ニ被仰かた御座候之由、事を訳被申二付、親仁^(五)え相談し候所、親仁^(五)今時枝氏え談ス

一 今日、出米しらへにて、庄屋中寄合

一 下目附衆、太兵衛方止宿

一 一時枝、香春迄引取

一 今日、上野助右衛門へ、身から退役願之内意申遣ス

同七日

晴天、炎暑

一 丑寅出米、此方分書付遣ス

一 今日獅々舞、間暇 唯助方にて出米之寄相認候由にて、助七参、専内も遣ス

同八日

晴天、炎暑

一 今日早朝、唯助方え見舞、同人香春へ寄合之由、被參候

一 今日間暇、小竹伊右衛門参り、細工する

同九日 晴天、炎暑、九ツ時分白雨模様にて、八ツ時潤雨、夕迄小雨降

一 今日間暇

一 唯助昨日の香春へ逗留、今日夕引取候由

七月十日 早朝白雨にて潤雨、午時迄小雨降

一 今日、産神参詣、武運長久を奉祈願、神前ニ御鬮を取候所、得吉兆、感応嘉応也、夫々定香方にて神易を考候所、尚更ニ吉にて大慶安心、帰かけ観世音参詣、武運を奉祈

同十一日 晴天

同十二日 晴天

同十三日 降雨

同十四日 降雨、出水ひくみに水入ル

一 今夕九ツ時分、御役頭分御用之儀ニ付十七日ニ出津仕候様御状、下河原分飛脚二着、直ニ御受申上候

同十五日 晴天

一 社参、奉祈武運、唯助方へ参、御用状之義を談する

同十六日 曇天

一 弓削田七郎兵衛招呼、地双し之儀を談る

一 後藤寺九郎兵衛も来臨、今夕止宿

七月十七日 雨天

- 一 今朝卯ノ刻、兩人共ニ出立、八ツ半時分小倉へ着、直ニ御役頭へ罷出候処、祇園社へ御出ニ付、郡屋へ婦ル、南野氏相談、唯助・太兵衛兩人、祇園社へ御届ニ遣ス
- 一 森山氏へ参、御用之趣承合せ候へ共、不相分

同十八日 朝之内晴

- 一 四ツ時、御奉行様御役所へ出勤、会所にて郡々共ニ相待
 - 一 太右衛門・太平次兩人ハ御郡様へ出ル、太平次役儀御免、役所にて太右衛門物語ニ承ル
 - 一 四ツ半時、企救・田川両郡御奉行様御逢
- 御用御役人 御郡代 大池筑摩様

筋奉行 渡辺弥五兵衛様

同 渡辺喜左衛門様

- 一 金田手永大庄屋役申付、当分子共役相止候ニ付兼帯同様可相心得候

金田壮助

卯七月十八日

- 一 唯助御役儀御免、其外郡々共ニ御免、新役被仰付候、五郡にて大庄屋退役八人、京都郡兩人願ニ付き退役、家督相立其外子共御入かへ所々あり
- 一 九ツ時、役頭被召連、御職犬甘兵庫様御宅へ御礼御届ニ参、夫分御勘定奉行御両所、御郡方御役人中へ参
- 一 唯助、今夕四ツ時分引取

七月十九日 晴天、今夕五ツ時分白雨降ル

- 一 今日四ツ時、御用ニ付、御奉行様へ被召出勤、新於御役所、柳田与助様分勤方心得并ニ手永内之取計方委

細蒙仰

一 御役頭へ参、右御用之趣申上ル、夫々所々付届、五ツ時分夜通香春迄引取
同二十日 晴天、今夕深更大雨

一 今日、役頭御出郡、仲真中香春にて寄合、御用向相済、夜二入帰ル、父母ニ拜謁大歎大幸
七月二十一日 朝之内降雨、出水、水ハ川内之出水なり

一 今日、猪膝へ御代参ニ付早朝出勤、岩峠にて御待受申上候処、出水ニ付御川越不相成、八ツ半時分御出、
後藤寺にて御休被成候、御機嫌能御通路

同二十二日 晴天

一 今日庄屋中来祝、御用談相済酒を興成、夜二入帰ル

同二十三日 晴天、四ツ時分風立、八ツ頃分風雨烈敷大風ニ相成、夜二入至て大風ニ相成出水

一 今日、助七・七郎兵衛招呼、手鑑帳しらへ懸ル

一 今日、方頭中・村々頭百姓あらく来祝す

一 御役頭御代参御祝儀ニ書状仕出す

同廿四日 朝之内小雨、前夕大風相静候ニ付、出水風痛之様子見分、村々え廻文ニ申遣、小倉え飛脚にて風雨之

御注進申上ル

一 転家七拾軒

一 転木百三拾六本

一 御役頭・御山奉行・時枝・椎野へ書状遣ス

一 手鑑帳不分り之義ニ付、新助相招き、庄屋中三人と相しらへ、一通り算用極ル

七月廿五日 曇天、小雨降

一 右庄屋中三人、太兵衛へ逗留二付、新助相招キ、手鑑之義申談

一 今日、川崎又市殿・菅田文助殿兩人、為目附出郡、此方へ被立寄候

一 今日夕、村中百姓中来祝

同廿六日 晴天

一 今日、上野手永庄屋中来祝、并法光寺

一 今日、御役頭御出郡之由、夜半頃申参

同廿七日 晴天

一 御役頭、上野手永水入御見分之由二付、御機嫌窺ニ弁上今上野之様、鋤木田御昼ニて御目ニ掛り、風水之

義申上、水入畝書付指上候、役頭、上野御泊

一 今日、時枝吉兵衛、金田迄参ル

同廿八日 晴天

一 今日、役頭、金田通、香春御引取之筈之処、直ニ上野今香春御引取ニ成

一 上糸田今注進送り者之義并水入畝、御内意之趣、書中ニ申上ル

一 今日、時枝氏同道廻村ニ出ル、宮床村ニて庄屋中両三人召寄方申付ル、夫今河原弓河原弓調世右同断、太兵衛召

連、助七おも呼候て、弁かた吟味之上、帳面しらへ、村方え渡ス

一 夜五ツ時分、宮尾へ入込、止宿

同廿九日 曇雨、早朝、春日宮社参、昼頃今強雨、少し川水増

一 宮尾村弁かた帳面出来不申ニ付、朝之内後藤寺へ参、方りかた申付ル

一 下弓削田村百姓三人召寄、御法筋申渡、弁米しらへ、村方へ帳面ヲ渡

一 上弓削田村右同断申渡、弁米算用出来不申ニ付、重て可申付段申渡、今夕、同村へ時枝氏一所ニ止宿
七月晦日 曇天、昼頃シ降雨、夜ニ入倍々降

一 雨天ニ付神幸延引、宮ニて神楽執行

一 手永氏神社勸請日和乞御祈祷執行、時枝氏同道社參

一 今日、転家々建足材木願出ス、役頭へ出ス

一 廿三日、出水ニ付、川筋破損所書附、役頭へ出ス

八月朔日 早朝シ九ツ頃迄天氣晴、夕方シ降雨、夜ニ入終夜降ル

一 今朝、社參祈願、并二日和乞祈祷、今日シ二夜三日祈念を社家へ頼

一 今日四ツ時、笠木河原え御幸、九ツ過還幸、宮ニて角力興行、恒例之通願解済

一 御役頭え願解御届申上ル

一 今夕方シ平松氏來祝

八月二日 雨天

同三日 朝之内晴上り、折節降雨之曇天なり

一 今日、三省父子引取

一 今日、助七・七郎兵衛召寄、唯助方帳面受取催促

一 上野市郎兵衛おも相招キ、帳面受取かた熟談、今夕、市郎兵衛、唯助方へ止宿

同四日 晴上り候へ共、折節小雨降

今日、唯助方帳面、遅々迄ニ受取候て、御注進申上ル

一 今夕、庄屋中召連、糸田へ入込、弁米之しらへ二掛ル
同五日 晴天

一 三ヶ村百姓中召寄、申付候
一 今日、手鑑帳よみ合通道矩付共ニ猪膝へ遣ス
一 今夕深更引取

同六日 晴天

一 今日、南野氏・伊田氏え見廻御用向申談、深更ニ引取
一 一昨四日分今日迄、於到津社、日和乞御祈祷被仰付候

八月七日 晴天

一 今日、七郎兵衛召寄、弁米之書付を極ル
一 糸田・宮尾・河原弓庄屋中召寄、秋前之用談
一 今夕、唯助方分手永絵図を一袋遣ス、預置候

同八日 晴天

一 今日、白石崎右衛門様、猪膝分赤池・上野之様、香春御引取ニ付、糸田町迄罷出候処、御趣意段々被仰聞候事

一 今日、七郎兵衛分内々ニて唯助へ帳面を借シ候事
但弘詰帳・返号帳・取立帳也

一 植木分長七来祝

同九日 晴天、九ツ過分曇り小雨降

一 今日、長七婦ル

一 役頭へ、御掟筋之御受申上ル

一 助七を呼フ、書状遣ス

同十日 雨天

一 今日、類助ヲ呼、御印通ニて借立員数之義尋遣ス

一 今日、助七参候て諸事申談候事

一 九郎兵衛おも相招キ、申談候

八月十一日 降雨、川水相増候て、渡りかたきほと也

一 早朝分出立、香春へ仲真寄合ニ参候処、下河原ニて、御役人方当手永へ御入込之由ニて、今日出郡之段、孫兵衛分承ル

一 九ツ時分、役頭御茶屋え御宿ニ付、懸御目候処、唯助帳面受取并同人しらへ之段被仰聞、夫分郡目附ニ見廻

一 石田十助殿・田中定四郎殿、米屋え着ニ付、懸御目候処、唯助不届筋内々被相尋候へ共、相慎候処、以之御地合ニ不相叶趣ニて候

一 又々御役頭え罷出、十二日御入込之段相究置、夜ニ入引取、七郎兵衛ヲ召連候

一 唯助方え、諸帳面悉く目六ヲ以申遣ス

一 村々庄屋退役之者共迄、十五ヶ年内勤内之者、帳面持参、金田え召寄候事

一 上野市郎兵衛も夜中被参候

其外明日之手配り甚心遣至極也

同十二日 降雨、風強く、田方中田以下ニ甚相障

- 一 早朝、齋戒祈祷ニて用意、役人衆ヲ相待候処、御目附衆五ツ半頃着、宿は碧岩寺ニ極ル
- 一 役頭ハ甚作方ニ暫く御休被成御座候事
- 一 目附衆四ツ半時分拙宅え被参、唯助段々被招呼候所、帳面難相分遅引、漸七ツ頃ニ相成引渡有之、目録ヲ以受取

一 村々子丑寅三ヶ年帳面御取上ニて、唯助取立帳・払詰帳ニ御引合、御しらへ也

一 今夕、碧岩寺ニて村々庄屋被招呼、段々呵有之候事

一 庄屋中分口書を以、三ヶ条申出ル

八月十三日 晴天

一 今日、目附衆私宅ニて御役頭御立合之上、上野市郎兵衛え、唯助召連罷出候様被仰付候て、座敷出候所、

三ヶ条御しらへ、一々奉誤之由、受書指出候事

一 丑寅兩年返号余札仕渡延引之事

一 寅生餅御米御用捨之所、立戻無之事

一 船方御印通質入不届之事

ノ

右御しらへ相済、村々庄屋ハ、帳面御調へ春迄延引被仰渡、御目附衆兩人、香春迄引取

一 伊田甚右衛門、暮過被参候て、諸事談し候事

八月十四日 晴天

一 御窺事、書付を以申上置候事

今日九ツ時分る役頭、香春へ引取也

同十五日 晴天

一 今日、時枝吉兵衛、風転家足竹木帳面を仕立、受取被帰候

一 今日、庄屋中召寄、追出米割替高代割出ス

一 御役頭之御書付ヲ申達

一 御山奉行所、今日、添田ついで後藤寺之様、弓削田村へ御泊、専内・助七ヲ遣ス

同十六日 晴天

一 御山奉行所、弓削田ついで烏尾御境御見分、宮床之様、大くま・金田御泊、上野迄御出、壮助義大くま迄参り、野合見分、人見黒王くろおう前見分

八月十七日 晴天

一 今日、仲真中、下今任十輪院にて寄合ニ付参、諸事申参、夕方、上野市郎兵衛同道にて帰ル

一 今夕、白石太次右衛門殿の唯助え、御奉行様の被仰渡御用向ニ付、唯助一類中招呼置候様申参

一 今日、下今任の御役頭え、金田御しらへ之礼状を出ス

一 上野市郎兵衛逗留なり

同十八日 晴天

一 今日、白石太次右衛門、早朝ニ被参候

一 唯助一類之書付出ス

一 右一類ハ上野市郎兵衛、猪膝岩右衛門、糸田村勘兵衛、上野村専内

右参候て、御書付之趣ヲ承ル、村役おも招呼

一 御役頭へ右御受申上候

一 下糸田村え、上毛郡下河内村鉢坊主相煩村送り二送り出候段、役頭え申上候

同十九日 晴天

今日間暇、受取之諸帳面をしらへ直ス

一 風転家足竹木を願出ル、并舛書付糲氏え遣ス

同二十日 晴天

今日、村々野合見分、糸田・弓削田両村、河原弓削田・宮床之様、糸田通り、三右衛門方二立寄帰ル

一 今日、上糸田村助吉、早稲を蒔候を各候事

八月二十一日 晴天

今日、糸田三ヶ村・宮尾庄屋・方頭・百姓召寄候て、弁かた之義申付候

同二十二日 晴天

今日、類助小倉今帰ル

同二十三日 晴天

一 一昨廿一日、南野太右衛門出津被仰付、昨日引取、急二仲真中え被仰達候御用向二付、下今任十輪院之寄

合二参

一 此度御用向は、歩掛米御引揚可相成御趣意之事、御用銀被仰付候御趣意之事

同廿四日 晴天

一 今日、沓番早田寄相究候、助七招呼

一 今日、上野氏兩人・猪膝氏、唯助方借立之僉儀筋二付寄合也

同廿五日 晴天

今日間暇

同廿六日 晴天

八月廿七日 晴天

今日、庄屋中召寄、御立替ニ付拝借かた五ヶ年御借居之義御廻^{申上候}状ニて被仰付候

同廿八日 晴天

今日、庄屋中召呼、拝借御借居之一件申達る

一 今夕、深更宿繼ニて御役頭^ハ誓詞之義被仰下候

一 今夕、上野市郎兵衛被参、唯助方之評誼あり

同廿九日 小雨降

今朝、未明^ハ支度ニて出立、香春ニて南野氏へ立寄、八ツ半頃小倉へ着、宮尾へ社参、夫^ハ役頭ニ御届ケ申

上、郡屋へ参、伊田氏出會

九月朔日 晴天

寅起、齋戒、御役所へ罷出、誓詞判形相濟、所々御礼御届申上候

一 御役頭ニて、甚右衛門一所ニ御用談申上候

同二日 曇天、小雨降

今朝、五ツ時分小倉出立、香春ニて仲真中寄合、夜ニ入引取

九月三日 晴天、今日間暇

今日、手代中香春迄出郡

同四日 晴天

今日、時枝吉兵衛入臨、御用談申述候

同五日 晴天、今夕方夕降雨

一時枝氏同道、大くま村水痛田見分、糸田之様ニ参、弓削田前田筋見分、見立村見分、下弓削田え止宿
一 今夕、廻役衆、助七方へ止宿

同六日 曇天、小雨降

一 今日、弓削田前通り見分、宮尾・河原弓削田・宮床之様、糸田河原田筋見分、引取

同七日 晴天

一 今日、金田反甫中見

一 今日、庄屋中、八ヶ村二見立共二不治定ニ付寄合、深更ニおよぶ

同八日 晴天

一 今日、御役頭御出郡ニ付、指急キ香春へ出ル

今日御用談

一 御免治定之事

一 御検見方、十三日御引受之事

一 井上氏様ハ、十二日御引受之事

一 唯助抱持分之事ニ付、伊田郡屋へ寄合

一 当春御借入分取立石直段、銀六拾五匁ニ極ル

今夕、香春へ止宿

九月九日 晴天

一 早朝御手代中え見舞、夫今伊田氏へ寄合、御手代中出会之事

一 唯助抱持分、市郎兵衛今御役頭へ御内窺ひ被申上候二付、私義も香春へ滞り見合ニ罷在候、御用向も無之
二付、時枝氏同道引取

一 今夕方今糸田村へ入込、善次郎方へ止宿

一 今夕、弓削田庄屋中、卯兵衛方にて寄合申談ル

同十日 晴天

一 今日、糸田三ヶ村野合中見、糸田善次郎方へ止宿

同十一日 晴天

一 今日、糸田上反甫見分、河原弓削田見分、昼休、宮尾下筋見分、宮尾へ止宿

一 今日四ツ半頃糸村今、拙者方馬を筑前甘木之馬苦勞牽取候由知せ来候二付、河原弓削田今人数五人、猪膝へ遣ス、後藤寺弥三兵衛おも遣ス、金田今十三郎・甚作・善兵衛も参候二付、猪膝へ遣ス、夜四ツ過頃、甘木之者を召捕へ、弁城之様ニ連越ス

甚五郎・金助

一 (河原弓削田) 河原弓今参候者共え、札五匁遣ス

九月十二日 晴天

一 今日、弓削田両村晚田之見分ニ入込、相仕舞引取、かへりかけ糸田へ立寄

一 今夕深更、馬ヲ牽かへる

九月十三日 晴天

一 今日、早朝香春へ罷出、中村・伊田同道にて御茶屋え出ル、御郡様・井上様へ掛御目候

一 御検者方、八ツ時御着被成候

一 村々心組之様子申上候様被仰付候二付、書付指出示

一 郡中にて、上見願村五十五ヶ村、内手永六ヶ村

一 同、定免村廿七ヶ村、内手永七ヶ村

同十四日 晴天

一 今日今糴手永御両兄にて御見分

一 壯助義、今日今香春今引取

一 今日、御郡様へ御呼被成、唯助田地之義二付思召被仰付、壯助存寄書付仕、指出候様被仰付候

九月十五日 晴天

一 今日、帳面しらへ二付七郎兵衛召寄候

一 今日御検者方、上野手永御見分、上野御泊

一 一時枝氏、今日、糸田・河原弓削田迄中見二被參候

同十六日 雨天、昼頃今風立強し

一 今日、御検者方御きけん窺二市津迄罷出候処、風雨烈敷二付、上野へ御逗留被成候由二付、直二上野へ

參、掛御目、引取

一 今日、助七召寄、帳面相しらへ候事

同十七日 曇天、朝之内小雨降、飯後今少し晴最様二付、御役人方御出浮被成候

一 四ツ時今皆々赤池村迄出張ル

一 今日、金田村御見分、下反甫今瀧ヶ下迄相濟、御宿二御着

一 御宿 御檢者方 壯助方

井上様 甚作方

九月十八日 雨天

一 今日雨天ニ付、御役人方、金田御滞留

一 井上様え、手永内無主高等之義、委細申上候、宜御聞通被成候

一 時枝氏今御沙汰被申上候、金田村水入畝之義ニ付、畝分り書付指出候様被仰付、書付を出ス

一 御檢者方今、御酒御頼ニ付、相求メ出し、御呼被成候ニ付、御相伴仕候

同十九日 晴天

一 金田上反甫御見分被成下、舛なしニ五勺上り究ル、夫今神崎之様御入込ニ付、拙者共糸田堺え出ル

一 糸田三ヶ村御見分、舛なし五勺上り、御昼休ニて、帳面御究被下候

一 河原弓岩下今御見分、潮井川筋ニて、御舛術忝合上り、帳面御究

一 宮尾村前反甫ニて、舛術忝合上り究ル、夫今森ヶ坪十二祖筋御見分、御宿ニ御着被成候

御宿 御檢者方 次郎兵衛方

井上様 後藤寺

九月二十日 晴天

一 今日、後藤寺通り、小倉畔之様池尻へ御移り、手永内御機嫌能相濟、金田え引取

一 今日吉日ニ付、早田目六下地相整候、助七・七郎兵衛・新助招呼、唯助抱持分之評定仕候

同廿一日 晴天

一 今朝、上野市兵衛被參、唯助田地落着之義相談相極、唯助方弥混納引受候ニ付、諸立物分ヶ方之義、窺之

上相極可申段申置候

一 風邪ニ付気分相勝不申ニ付、半日休足

同廿二日 晴天

一 今日、下弓七郎兵衛参り候て、村方不到着之義申出候ニ付、時枝氏相談、方頭并頭百姓三人召呼、弥御見分願出哉否之義指詰候処、全御見分願ニては無之、此方迄營筋ニ付、晚田不毛上之儀内悔之由申出ニ付、御地合之義等指詰メ申聞、皆共引取

一 今日、金田村中田中見、時枝氏へ御頼申候て、壮助ハ下弓一件并諸書付等ニ掛ル

九月廿三日 晴天

一 今日、早田御目六ニ付、時枝氏同道香春へ早朝ニ出ル、御目六算用無指問相済

一 金田村二平次、緞子網札願書差出候

一 今夕深更、市郎兵衛同道引取

同廿四日 晴天

一 今日、糸田三ヶ村中見ニ付罷出、糸田相仕舞、見立村え入込、晚田見分、夫夕弓削田え参り、助七・七郎兵衛へ対談、(河原弓削也)河原弓え参、止宿

一 中田帳受除村々分役頭へ出ス

一 同村藤市死去、御注進申上ル

一 金田村二平次、緞子網札願、御赦免被仰付候ニ付、直ニ申達ル

同廿五日 曇天うち降、風立強し

一 今日、(河原弓削也)河原弓浦反甫見分、夫夕山寄反甫之様、前筋見分、宮尾村之様参、宮尾へ立寄ル

一 下弓削田村々晩田通り、御役頭御見分之義、御願申上候由にて、方頭久兵衛、宮尾迄參候二付、存寄申達ル

一 七郎兵衛義も同所へ參、久兵衛申分間違之由申出ル

一 宮尾村々引取かけ糸田へ立寄、上糸田村方頭甚藏跡役、久吉ニ申付ル、夫々引取

一 今夕、下弓削田・見立両村御免証文、方頭藤次郎・新藏、百姓兩人ツ、罷出ル

九月廿六日 曇天、風立強く秋寒し

一 今日、金田村反甫御道筋中見いたし候て、御道筋之義、上野へかけ合遣ス

一 御役人方、上野御泊二付、専内を御機嫌伺ニ出ス

同廿七日 晴天快晴、此度ハ渡辺氏様、井上貞助様

一 今朝、赤池境へ出ル、今日、御役人方、金田御休之所、市津御休ニ相成、夫々神崎之様、西金田壱里塚ニ

て金田へ引受、船にて御下り、土橋より村下之様、上反甫御見分、じゆふ越にて大くまのふ□渡々糸田へ

御出

一 金田上反甫にて御舛術之所、七合長にて六合五勺程有之候二付、御當申候へ共、帳面相究不申、庄屋・方

頭金田迄參ル

一 御役頭、文右衛門方、井上氏、久五郎方

九月廿八日 晴天

一 今日五ツ時、役頭、久五郎方之様御出、金田村帳面御極相濟、村方へ渡ス

一 糸田下村之下修理田々前田出ケ浦御見分、前田にて上糸田村へ御舛入下見之通、夫々泌反甫之様、泌御見

分、三ヶ村共ニ下見之通帳面究ル

一 原筋分山崎へ御入込、下弓削田晚田痛演説、御見分河原弓舛(河原弓前也)なし五合以上五勺上り、宮尾村御見分、同村御休昼後十二祖之様、池尻堺にて帳面下見之通極ル

一 御見分無支相済、宮尾村分井上庄兵衛へ書付仕出、御見分村差出三通出ス、仲真中へも書状仕出ス

一 同所にて、助七・七郎兵衛・五郎兵衛召呼、中田之目六下地相調へ、直ニ香春へ出ス

一 今夕、弓削田両村・宮尾・河原(河原弓前也)弓納米責立申付、糸田へ参、同村にて責立、深更引取

一 時枝氏ハ糸田泊リ

九月廿九日 晴天

一 今日休足、弓削田・糸田方頭中召呼、急度御法筋申付ル

同晦日 晴天

今日、中田目六之下地、諸書付相認ル

十月朔日 雨天

今早朝、香春へ出勤、中田御目錄相整、楠郡屋にて寄合、夜ニ入御役所へ持参相済

一 仲真中、吉平次方ニ寄合、酒宴あり

同二日 晴天

一 香春へ逗留、諸用ニ懸ル

十月三日 晴天

一 右同断

同四日 曇天小雨

一 右同断

今日、村々通改、庄屋中、香春へ召寄ル、不足村、中糸田・下糸田・鼠池・下弓削田・宮尾・河原弓削田六ヶ村也

一 収納割八百石之高にて割出ス、時枝氏分書付直ニ指遣ス

同五日

夕方夕降雨、夜中大降

一 御免受除村え内免配り、心組不足之段、御役頭并井上様へ御営申出ル

一 御用捨高諸掛り唯助へ分方書付指出ス

同六日

大雨、川水増ス

今日、御奉行様、延永御泊り、大村御昼休にて石坂越、当郡御引移ニ付、未明分支度、仲真一同、早朝ニ出立、御郡境え出ル

一 御奉行様御出遅々、油須原分明松にて、香春へ五ツ半時御着、御道筋、路次悪し難渋、香春着之上、直ニ支配おかへ、米屋重蔵方へ寄合

一 役頭并御檢者方、米十方へ御寄合也

一 四ツ時分、御免状御渡被下拝受、当手永へ差上米之内五十石被下置、難有御受申上候

一 御奉行様御逢首尾能相濟、御役所え出ル、所々御礼御届申上、手永宿にて、庄屋中へ御免状之趣申達ル、目出度相濟候

十月七日

晴天

今日、御奉行様、赤池御藏御見分、御境筋御見分、上野御休、香春御引取、御機嫌能相濟

一 今日、御免目録相整、指出ス

十月八日

晴天

今日、御奉行様、企救郡へ御引移、香春ヲ四ツ時御出立、明神宮へ御参詣被成候

一 仲真共一同、香春町にて御暇乞仕候事、夫今山奉行所へ見舞

一 今日、内免心組、書付相究候て、役頭峠今御引取後指出す、夜二入引取

同九日

晴天、小雨降、雨天

一 下弓削田村通へ処切りかへはり紙有之二付、蔵方今各有之、断二御蔵へ参ル

一 今日、庄屋中招呼、検見引割方等申達ル

一 今夕、白石式左衛門来賀

同十日

雨天、霰降

一 今日間暇

一 収納割、庄屋中今書付を以申出候二付、庄屋中急度召寄、存念可承段申触候所、時枝氏今得其意不申、書

面二預り返答二およふ

一 庄屋中、深更金田へ参ル

十月十一日 雨天

一 今朝、宮床伝七今、収納割之義、庄屋中了簡違之段断出候二付、其旨納得、四ヶ村割少し減ス

一 役頭、今日上野へ御出候二付、時枝氏同道にて上野へ参ル、役頭へ懸御目、御暇乞申上候、助右衛門方へ

止宿

同十二日 晴天

一 福智御代参、糸田町御旅所にて相済、役頭ハ今日小倉御引取

一 壯助義、今朝、市郎兵衛方へ立寄、夫今帰る

一 森山為七・儀右衛門兩人、夕方被參候て、夜二入引取

一 木村元右衛門殿、太兵衛方へ止宿

同十三日 晴天

今朝、木村元右衛門殿被參、手永無主地等之義一通り相談し置候

一 今日、時枝氏、糸田之様廻村

十月十四日 曇天

一 今日、宮尾次郎兵衛參、収納米不取合之断申出ル、十七日ニ延引申付、吉兵衛殿へも申遣ス

一 御米船運賃米、前渡御願書付、上野・金田連判にて、今夕指出候

同十五日 雨天、夜中少し降雨

一 今朝社參、唯助方へ見舞、朝酒にてかへる

同十六日

一 今日在宿

同十七日 晴天

一 今日、取立帳仕立方申談ニ付、香春へ寄合、暮ニおよひ、糸田之様ニ引取、上糸田利平次方宿也

一 今日、庄屋中、糸田へ寄、切符仕立ニ寄

同十八日 晴天

一 今日、御取立帳下地、夜二入一通り出来ニ付、助七・七郎兵衛召連、宿ニかへる

十月十九日 晴天

一 今日、御取立帳仕立、役頭へ、御控へ一通り村々へ渡、大切符十三ヶ村分仕立出ス

一 大豆式納、御減方式拾石願出ル

同廿日 晴天

一 今朝、上野市郎兵衛ハ書状にて、上野へ、筑前者共、清四郎と喧嘩之次第、金田村十次郎、掛り合之義

二 付、寄合相しらへ候様と申参、時枝氏同道にて上野へ参、十次郎を相しらへ、口書調、小倉へ出ス

一 上野へ、八ツ過二かへる

一 今日、弓削田四ヶ村其外小村切符集ル

同廿一日 寒天、風立強し、小雨降

一 今日在宿、村々切符おしきり

同廿二日 晴天

一 今朝、村々押し相仕舞、持せ候て、糸田・弓削田へ参、両弓・見立、耆人切符相渡、盤用之時節二付、

百姓四五人ツ、惣代二招呼、相渡ス

一 宮尾・後藤寺ハ、時枝氏相頼遣ス

今夕、弓削田助七方え止宿

十月廿三日 晴天

今朝、河原弓え入込、法光寺二参り、役宅にて切符相渡し、宮床之様参、切符渡し、時枝氏被参対面、相別

れ、糸田へ入込

一 糸田にて、三ヶ村切符二算用入ル、下弓七郎兵衛召寄、金田村切符も、五郎兵衛持参二付、算用ヲ入、糸

田・金田ハ清算今日相済

一 三糸田切符、惣代百姓一村々四五人ツ、招呼、渡ス

今夕、中糸田逗留、納米しらへ

一 役頭へ、納米残高書付出入、并大豆之義おも窺出ル

一 今夕、夜ニ入降雨雷鳴也

同廿四日 晴天

中糸田へ逗留、納米責方也

一 今夕、夜中降雨

十月廿五日 晴天

今日、中糸田逗留、納米責り

同廿六日 晴天

右同断

一 鼠池村へ罷越、皆済前之義申付、糸田へ引取

一 今日、大くま村皆済二付、専内・善兵衛、上糸田へ参、今夕、上糸田へ止宿

同廿七日 晴天

今日、赤池御藏方下蔵へ御出にて、払無之二付、米拵之義申付、宿へかへる

同廿八日 晴天

一 今日、通改二付、中糸田にて時枝氏庄屋中寄合、通面相改候

一 宮床・大くま・後藤寺三ヶ村、皆済御注進申上候

一 鼠池村甚蔵、仕立山にて盗木いたし、廻役荒瀬氏分被見咎、上糸田へも掛り合有之、口書等被取候由二付、同人へも右挨拶状遣ス

一 右一件書状相認、庄屋勝兵衛、喜田崎氏迄出ス

一 今夕夜中引取

十月廿九日 晴天

十一月朔日 晴天

一 今日、村々三番取納相済

同二日 晴天

今日、御取立帳内口入払之義ニ付、役頭今伊田へ之御状之趣ニ付、急ニ下今任へ寄合ニ參、夜ニ入、上野助右衛門同道引取

同三日 晴天

今日、中糸田村へ入込、夜ニ入上糸田之様ニ參ル

一 助七招呼、駄賃帳仕立ニ掛ル

一 鼠池村上納・見立村上納皆済、御届ハ四日ニ申上候

同四日 雨天、上糸田村へ逗留

御藏払無シ

一 今日、駄賃帳・皆済目六仕立ル

同五日 雨天、風冷シ

今朝、上糸田今引取

一 伊田甚右衛門・楠仙藏、赤池へ參、帰かけ立寄、夜ニ入兩人共ニ帰ル

(十一月五日記事の上段余白へ書き込み)

「蔵払無」

十一月六日 寒風、雪降

- 一 大豆弍納を減候様被仰付候御状拝見、急ニ割かたいたし、伊田・楠へ掛合、庄屋中を糸田へ召寄、時枝氏
おも招キ候て相談
- 一 今夕、中糸田止宿

(十一月五日記事の上段余白へ書き込み)

「蔵払無」

同七日 晴天

今日、糸田三ヶ村出米責立、(河原弓削出)時枝氏同道、宮尾迄入込、止宿

同八日 晴天、七ツ時分降雨

今日、大豆減方之義ニ付、下今任へ寄合ニ參、夫分上今任迄罷越、休治方にて寄合、夜ニ入宮尾迄引取

一金田村上納、今日限皆済仕候

同九日 雨天

今日、宮尾村にて、駄賃帳大豆立かた仕直しニ付、助七・七郎兵衛招呼フ
一 今夕、右兩人お以、宮尾皆済前しらへいたさせ、右同止宿

豊前小倉藩領田川郡金田手永大庄屋の「日記」

十一月十日 晴天

今朝、宮尾村皆済定申付、証文受取、出立、後藤寺ニ立寄、河原弓削田之入込、同所皆済前しらへかた申付、宮床え立寄、中糸田村へ止宿

一 今日、上糸田村上納皆済

同十一日 晴天

同十二日 晴天

今日、宮尾村皆済

同十三日 晴天

今日、中糸田・下糸田・河原弓削田三ヶ村皆済

一 役頭、今日御出郡ニ付、仲真中、香春へ罷出候

十一月十四日 晴天

同十五日 晴天

今日、皆済目録御調ニ付、仲真中一同ニ香春へ出ル、日出度相調、御茶屋にて御祝儀あり、夜ニ入引取

同十六日 晴天

今日、役頭、種符御祝儀御廻郡、上野通り、金田御泊、村々庄屋中招呼、御逢也

同十七日 晴天曇天、小雨降

今日、役頭、弓削田通、猪膝御休、中村泊り、弓削田堺迄参

一 今日、宮尾村弁米之差引しらへニ掛ル

一 下弓削田村ニ止宿

一時枝氏、今日後藤寺・宮尾之様廻村

同十八日 曇天

今日、宮尾へ入込、百姓召寄、しらへかた申付ル

同十九日 曇天、降雨

今日、助七・七郎兵衛招呼、一紙算用相極候

同二十日

同二十一日 晴天

一紙之義、御蔵へ申込

同二十二日 晴天

同二十三日 晴天

同二十四日 強雨、終日降甚

今日、御勘定、出津

同二十五日 晴天

御勘定帳・諸帳・諸証文共二出ス

同二十六日

同二十七日

同二十八日

同二十九日

同晦日

十二月朔日

同 二日

同 三日

同 四日

同 五日

十二月六日

今日、御勘定通号出ル

同 七日 寒天、風雪烈し

同 八日 右同断

同 九日 右同断

同 十日

御土蔵差引

同 十一日

同 十二日

同 十三日

同 十四日

同 十五日

同 十六日

同 十七日

同十八日

同十九日

同二十日

同二十一日 今日晴天、仲真一同、引取

同二十二日 晴天、宿本にて庄屋中寄合